

文京区議会情報セキュリティを確保するための方針

(令和八年三月三十一日 議会運営委員会決定)

(目的)

第1条 この方針は、文京区議会議員（以下「議員」という。）が議会活動において保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、文京区議会（以下「議会」という。）が実施する情報セキュリティ対策について基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム 議会活動において使用する、議長が貸与した端末、ネットワーク、電子メール、クラウドサービス及びその他の情報通信技術を利用した仕組みをいう。
- (3) 情報資産 議会活動に関して議員が管理する文書、電子データ、個人情報、議会資料、会議録及びその他の情報をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）、完全性（情報及び処理方法の正確さ及び完全である状態を安全防護することをいう。以下同じ。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。以下同じ。）を維持することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 この方針において対象とする主な脅威は、次に掲げるものとする。

- (1) 不正アクセス及びなりすまし
- (2) フィッシング詐欺等による情報の不正取得
- (3) ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃
- (4) 情報資産の漏えい、不正な改ざん又は消失
- (5) 端末の紛失又は盗難による情報流出

(適用範囲)

第4条 この方針は、議員に適用する。

- 2 議員が議会活動において使用する情報システム及び情報資産は、議長が貸与した端末を含め、この方針の適用対象とする。
- 3 私物端末等については、議員個人の責任において、議会活動における使用に当たり、情報セキュリティの確保に努めるものとする。

(議員の遵守義務)

第5条 議員は、次に掲げる事項を遵守し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

- (1) この方針及び関係規定を理解し、適切に行動すること。
- (2) 不審な電子メール、添付ファイル又はリンクを安易に開かないこと。
- (3) 端末の紛失又は情報漏えいのおそれが生じた場合には、速やかに区議会事務局へ報告すること。
- (4) 議会活動において使用する電子メール及びクラウドサービス等を利用する議員の私物端末については、議員個人の責任において、情報セキュリティの確保に努めること。

(情報セキュリティ対策)

第6条 議会は、次に掲げる対策を講じるものとする。

- (1) 組織体制の確立 区議会事務局と連携し、情報セキュリティ対策を推進する体制を整備する。
- (2) 情報資産の分類及び管理 保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的対策 端末の盗難・紛失防止、画面ののぞき見防止、デバイスの暗号化等、物理的な安全対策を講じる。
- (4) 人的対策 議員の意識向上を図るため、情報セキュリティに関する周知及び研修を実施する。

(情報セキュリティ点検)

第7条 議会は、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、必要に応じて点検又は確認を行う。

2 議員は、自らの利用状況について定期的な自己点検を行い、改善に努めるものとする。

(方針の見直し)

第8条 この方針は、社会情勢、技術の進展及び情報セキュリティを巡る状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(情報セキュリティ対策基準及び実施手順)

第9条 議会は、この方針に基づき、必要に応じて情報セキュリティ対策基準及び具体的な実施手順を定めるものとする。